

(一財)熊本県建築住宅センター被災木造住宅耐震診断事業について

(一財)熊本県建築住宅センター

1 被災木造住宅耐震診断事業とは

令和2年7月豪雨で被災した戸建て木造住宅について応急修理と併せて耐震改修工事を行おうとする者の住まいの再建を支援するために、(一財)熊本県建築住宅センターが当該住宅の耐震診断を無償で行う事業です。

2 診断対象住宅

本事業の対象住宅は、次の①～⑨全てに該当する戸建て木造住宅とします。

- ① 八代市、人吉市、水俣市、天草市及び上天草市並びに葦北郡及び球磨郡の町村に存するもの^{※1}
- ② 令和2年7月豪雨で半壊以上^{※1}の被災を受けた戸建て木造住宅
- ③ 災害救助法の応急修理と併せて耐震改修工事（上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とするための改修工事）を行うもの
- ④ 現に所有者又は所有者の二親等以内の親族等の居住の用に供されているもの^{※2}
- ⑤ 住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの^{※2}
- ⑥ 在来軸組工法、枠組み壁工法又は伝統的構法によって建築されたもの^{※2}
- ⑦ 地上階数が3以下のもの^{※2}
- ⑧ 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は昭和56年6月1日以降の着工のもので熊本地震で被災したもの^{※2}
- ⑨ 建築基準法に係る違反がないもの^{※2}

※1 受付先着50件目までは、①の市町村要件は適用せず、②は準半壊も対象とします。

※2 ④～⑨は、熊本県住宅耐震化支援事業の対象要件と同じです。

3 申込者・申込時の必要書類

(1) 申込者

診断対象住宅の特定耐震改修（応急修理と耐震改修を併せて行う改修）を行う予定の工務店等で次の①又は②に該当するもの

- ① 熊本県住宅リフォーム推進協議会構成団体（熊本県住宅リフォーム協会、（一社）KKN等）の会員で所属団体の推薦を受けた工務店等
- ② 熊本県住宅耐震化支援事業による耐震改修設計及び耐震改修工事を行ったことのある工務店等

(2) 申込時の必要書類

- ① 耐震診断申込書
- ② 診断対象住宅の図面（現況の図面で筋交いの位置等の記載されたもの）の写し
- ③ 現地調査報告書
- ④ 診断対象住宅の外観写真（4枚程度）及び内観写真（4枚程度）
- ⑤ (1)の①又は②に該当することを証する書類
- ⑥ 令和2年7月豪雨の罹災証明書（準半壊以上）
- ⑦ 熊本地震の罹災証明書等（昭和56年6月1日以降着工の住宅に限る。）

4 本事業のメリット

市町村の補助を受けて耐震改修を行おうとする場合、耐震診断結果報告書等が必要です。本事業を活用すれば、耐震診断結果報告書を取得する際に、通常の耐震診断（熊本県戸建て木造住宅耐震診断士派遣事業）に比べ、費用と期間の面でメリットがあります。

	(一財)熊本県建築住宅センター 被災木造住宅耐震診断事業	熊本県戸建て木造住宅耐震診断士派遣事業(県事業)
耐震診断を行う者	(一財)熊本県建築住宅センター登録の耐震診断士	
申込者	耐震改修を行う予定の工務店	住宅の所有者等
診断対象住宅	右欄に掲げる住宅で、 ①令和2年7月豪雨で準半壊以上の被災 ^{※3} を受け ②応急修理に併せて耐震改修を行う予定のもの	昭和56年5月31日以前に着工し、又は昭和56年6月1日以降の着工で熊本地震で被災した戸建て木造住宅で、現に居住の用に供されているもの(借家を除く。)
診断費用 (自己負担額)	0円	19,000円 (図面がある場合は5,500円)
耐震診断報告書発行までの期間	申込受付から1週間程度 ^{※4}	申込受付から1月程度 ^{※4}

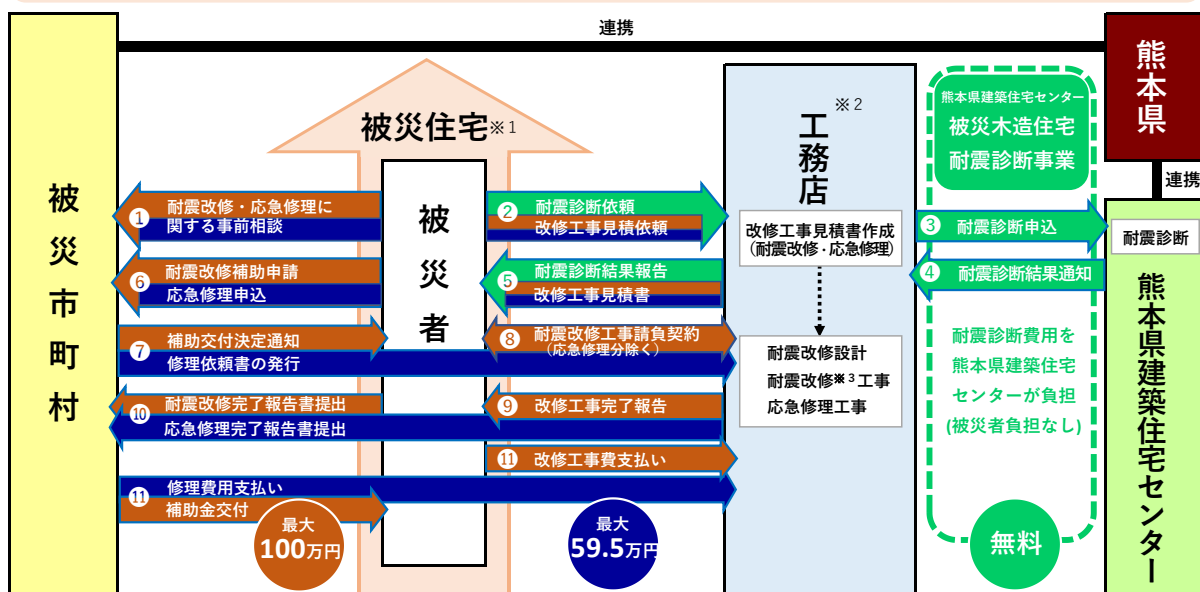
※3 受付順で51件目以降は、八代市、人吉市、水俣市、天草市及び上天草市並びに葦北郡及び球磨郡の町村に存する戸建て木造住宅で半壊以上のものとなります。

※4 本事業は、耐震改修を行う予定の工務店が現地調査を行って作成した住宅図面が予め提出される等のため短い時間での耐震診断が可能です。一方、県事業の場合は、申込み受付後に入金を確認してから耐震診断士の派遣を行い、別途現地調査を行うこともあり、結果的に1月程度の時間を要します。

(一財)熊本県建築住宅センター公益目的支出計画事業

熊本県建築住宅センター被災木造住宅耐震診断事業を活用した耐震改修及び応急修理

応急修理(最大59.5万円)に併せた耐震改修^{※3}のご提案。被災木造住宅耐震診断事業^{※4}利用で耐震診断結果通知書取得が無料に。耐震診断結果通知書と必要書類を添えて市町村に申し込めば、耐震改修工事(改修設計含む。)に対して最大100万円の補助も。
(熊本県住宅耐震化支援事業)



※1 被災住宅：令和2年7月豪雨で半壊以上の被災を受けた球磨地域等にある一戸建ての木造住宅で、昭和56年5月31日以前に着工したもの(又は熊本地震で被害を受けたもの)等が対象となります。
 ※2 工務店：(一社)熊本県優良住宅協会又は(一社)JKNIに加入している工務店その他財団が認める工務店に限りです。
 ※3 耐震改修：耐震補強等により上部構造評点を1.0以上とする改修をいいます。
 ※4 被災木造住宅耐震診断事業：(一財)熊本県建築住宅センターが令和2年7月豪雨被災者の住まいの再建の一助となるよう、概ね100件を限度に、対象被災住宅について耐震診断を無料で行う事業です。